

富山市消雪装置災害修繕補助金

富山市では、令和6年能登半島地震（令和6年1月1日発生）により損傷した町内管理の消雪装置の修繕にかかる費用に対して、補助金を交付します。

富山市消雪装置災害修繕補助制度の概要

●補助対象

町内会、消雪組合などが行う、市道の消雪装置の修繕に要する経費

●補助要件

次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

- ・ 損傷の原因が令和6年能登半島地震に起因するものであること
- ・ 消雪装置が設置してある道路の一部が市道であり、舗装されているものであって、排水施設を有するものであること

※受付開始日前に施工・完了した修繕についても補助対象となります。

●補助対象施設

- ・ 消雪施設・・・送水管、散水管
- ・ 揚水施設・・・消雪用井戸、ポンプ、制御盤など

※市道以外に設置している部分も補助対象となります。

●補助率・補助限度額

市道への敷設延長	補助率・補助限度額	
	揚水施設	消雪施設
1,000m以上	補助率50% 限度額500万円	補助率50% 限度額500万円
1,000m未満 500m以上	補助率50% 限度額250万円	補助率50% 限度額250万円
500m未満	なし	補助率50% 限度額250万円

●交付申請受付期間

令和6年2月5日（月）～令和6年12月27日（金）まで

※令和7年3月31日（月）までに完了するものに限ります。

●申請に必要な書類

交付申請書、修繕前後の写真、位置図、平面図、見積書、領収書 など

※様式などの詳細については、市HPをご覧ください。

<問い合わせ先>

富山市道路河川管理課 TEL：076-443-2092